

第3章 「食」や「農」による自立支援の可能性

第3章では、現状と課題を踏まえつつ、各地での取組（事例）の分析から得られた「食」や「農」が有する要保護児童等の自立支援に向けた可能性を検討します。

1 「食」や「農」が有する自立支援の力

第2章では、要保護児童、ニート等の自立を「食」や「農」の機能を活用し、支援している事例を紹介しました。いずれにおいても関係者からは、「食」や「農」に関する体験・経験を重ねることが、豊かな人間性をはぐくみ、人としての感性を育てることにつながるとの考えが示されています。

（1）「食」が有する機能等

「食」に関しては、現地調査等に協力していただいた関係者¹から、「料理をする子は『自立心』が高く、『気配り』ができる」「自分で調理すると、人の苦労が分かり『感謝の心』が芽生える」「料理の失敗体験から『人を許す』ことを学ぶ」「食材の原形が分かり『食』に対する興味が湧く」等の効果があると言われています。

また、食育基本法の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである」とされています。

（2）「農」が有する機能等

一方、「農」に関しては、現地調査等に協力していただいた関係者から、「農業には『生きる力』『道徳観』『達成感』『正義感』を培う力、『好奇心』を育てる力、『感覚』を養う力がある」「農業は、結果が一目瞭然なので『自己客観視力』を高める」「農業を体験することによって、3つのたい力（『体力』『耐力』『対力』）が身につく」「農業を経験することにより、将来の（職業的自立の）『選択肢』が増える」等の効果があると言われています。

また、就労支援の観点からは、「農業は、人と話をするのが苦手な者にとって、接客業とは異なり最低限のコミュニケーションで通じることから、『就労へ向けたプ

¹ 表Ⅰ－参－4 現地取材先等一覧を参照

ロセスの入口』としては非常に優れている」という声もありました。

なお、農林水産省は、平成 13 年（2001 年）に日本学術会議から「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」の答申を受けており、その中で、農業の有する多面的機能として、次のような評価をされています（農業の多面的機能（別表）から関連部分のみを抜粋）。

○人間性を回復する機能

複雑化する現代の政治・経済社会、高度な技術・情報社会の進展などがもたらすストレスに、農林業を主体とした地域が持つ人間性回復機能の重要性が増大している。（中略）農村では四季の緑陰が持つ保健休養の福祉機能が豊かに発揮されることによっている。

（前略）園芸など実際に土に触れ、植物・動物を育てることの機能回復リハビリテーションに果たす役割は、医学的にも報告されている。（中略）都市的緊張の中で生活する現代人にとって無限のやすらぎの場を提供している。

○人間を教育する機能

（前略）農業・森林を通して命をはぐくむことを体験することにより、生命の尊厳を再認識し、人間の感性・情操をやさしく豊かに育てる自然体験学習や農山漁村留学が、各地で採用されている。農業により継続して動植物が養育されていること、農山村特有の自然環境、社会文化、人間関係を体験することにより、生命の尊さ、自然に対する畏怖や感謝の念、自然環境への理解を深めるなど、情操涵養、環境教育上の機能が認められている。

2 要保護児童に対する（社会的）自立支援の仕組み

（１）「農」の力を引き出す農業体験の促進

情報発信と幅広い連携により「子ども」と「農」を結びつける

ア 施設内における小農園の設置

子どもたちの農業体験を促進する場合、施設の敷地又は隣接した場所に農園が確保できれば、日々の管理や収穫を頻繁に行えるだけでなく、作物や雑草が成長する様子も毎日観察できます。

これは、【事例１】の「似島学園」や【コラム３】の「^{そう}双樹学院」のような広い農園でなくても、例えば、「徳島児童ホーム（右の写真）」や【事例５】の「なごみハウス園」のように、施設の片隅に少しでも菜園があれば、耕起から種まき、水やり、草取り、収穫までの一連の作業は体験できます。

僅かなスペースであっても、園庭や施設内の空き地等を工夫・活用して、農園や菜園を設けることができれば、子どもたちの農業体験を促進することができるでしょう。



徳島児童ホームの菜園

コラム 3

近所の方ともふれあえる菜園 （児童養護施設「双樹学院」）

島根県松江市にある児童養護施設「双樹学院」は、昭和 20 年（1945 年）に戦災孤児の養育を目的として設立されました。現在は、保護者がいない児童だけでなく、虐待を受けている児童や環境上養護を必要とする児童約 60 名を受け入れています。

食料難であった昭和 20 年代、子どもたちは学校から帰ると農地を開墾し、人糞や馬糞を集めて肥料にして、多くの作物を育てていました。現在は、施設に付帯した 10a 程度の農園で、主に幼児部が季節の野菜を栽培し、職員と子どもたちが一緒になって収穫しています。この野菜は、施設の給食の食材としてすぐに調理して食べるので、採れたて新鮮です。

農園は通り道に面しているため、近所の方が作業を行っている子どもたちによく声を掛けてくれます。農園活動を通じて、地域の方とのあいさつやコミュニケーションを交わすことができ、子どもにとっても良い刺激となっています。

双樹学院の小林院長は、「農業は種から作物が育つ様子を見ることができる。土に触れ、土と親しむ農作業は情緒の安定にも良い」と言われています。



農園の野菜
（だいこん、そらまめ等）

イ 施設近隣の農地の活用

施設内に農園等が確保できない場合は、近隣にある農地等を利用する方法も考えられます。【事例3】の「こぶしヶ丘学園」のように、近くの休耕田を借りて稲作体験を実施している事例や、【事例1】の「似島学園」のように、農家の高齢化により管理できなくなったみかん園を活用した事例も参考になります。

農地を借りて農業を行う場合は、農業委員会の許可が必要であり、一定の条件を満たさなければ許可されません。ただし、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人²については、「その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する」と認められれば、例外的に許可されます(農地法施行令第6条第1項第1号ハ及び農地法施行規則第16条第1項)。

市町村・農業委員会は、耕作放棄地を解消するための現地調査等を行っており、農地の状況等を把握しています。このため、近隣の耕作放棄地等の借地を検討する際には、最初に市町村・農業委員会に相談することが効率的と考えられます。

また、施設外の農園を利用する際には、トイレ、休憩所等があれば便利であることから、これらの施設が備わっている【コラム2】のような市民農園を利用する方法もあります。

ウ 農業者等を含めた地域ぐるみによる活動

【事例14】の「畑人の森里農園」のように、農業者が自分の農園へ児童養護施設の子どもたちを招待している取組があります。

「畑人の森里農園」の猪上さんの場合は、自身が似島学園の出身であったことから、このような交流の取組が始まっています。しかし、一般の農家では、児童養護施設等の子どもたちとの関わりがないこと等から、交流の契機となる情報がありません。

似島学園の子どもたちに農業体験をしてもらうに当たって、猪上さんが地域の農業者仲間（三原市青年農業経営者クラブ）に呼びかけたところ、メンバーは快く協力してくれました。このとき猪上さんは「皆が知らなければ何も動かない」と、情報発信の重要性を知ります。今後は、JAのネットワークの力（人のつながり）を活用した情報発信も検討されています。

また、【事例4】の「俵山湯の家」では、子ども農山漁村交流プロジェクトや小中学校の体験農園のように、地域全体で児童養護施設の子どもたちを受け入れ、農業体験活動に取り組んでいる事例も参考になります。

このような事例のように、農業者が単独でなく、できるだけ多くの農業関係者に声を掛け、また、地域ぐるみで農業体験の活動に取り組むことが効果的と考えられます。

² 「その他営利を目的としない法人」とは、日本赤十字社、厚生農業協同組合連合会、国民健康保険組合及び同連合会、健康保険組合及び同連合会等の公益法人又は中間法人。なお、教育・医療・社会福祉事業を行うことを目的としたNPO法人も農地の権利取得の許可対象。

コラム 4

「人間力」を育てる農業（教育ファーム「You・Me ネット」）

徳島県徳島市や鳴門市等県下各地で活動続ける徳島女性農業経営者ネットワーク「You・Me ネット」（以下「You・Me ネット」という。）は、平成 13 年（2001 年）に女性農業経営者としての資質向上等を目的に発足し、教育ファームの活動にも積極的に取り組んでいます。「You・Me ネット」という名前には、「あなたの農業でもあり、私の農業でもある」との思いと、「あなたも私も、ともに夢を持って活動しましょう」という願いが込められています。

教育ファームでは、消費者や保育園児、学童保育等の子どもたちが参加して、米と徳島県が全国に誇るサツマイモのブランド「なると金時」の農業体験を実施しています。サツマイモづくりでは「サツマイモまるごと体験」をテーマに、植え付けから、自分の口に食べものとして入るまでを体験することにより、自然の偉大さ、農業と自然との関わり、そして食の大切さを学んでいます。

また、この教育ファームは、田植の後に地元栄養士会の方が講演を担当したり、野菜ソムリエが収穫したサツマイモの調理や田植時の昼食の準備を担当したりと、関係者（団体）が連携して行っています。

You・Me ネットの初代会長で、サツマイモまるごと体験の先生でもある植田美恵子さんは、「農業は、五感全部を使って色んなことを感じることができる。また、農業は『総合力』『総合学習』である」と話されています。さらに、人が生きいく上で基礎となる「人間力」が養われるのは農業だと考えて、「食育の方向性として、育てる体験をしてほしい。就農することにならなくても、健康面からも、環境面からも、人間力を育てる観点からも、農業は絶対に必要である」とも話されています。

このため、植田さんは、農業者に対して苗代や肥料代等を助成できる制度があれば、農業者等を含めた地域ぐるみによる活動の継続・推進につながるのではないかと考えており、これからは、児童養護施設の子どもたちを含め、社会的養護が必要な児童にも参加を呼びかけて教育ファームを推進したいと話されています。



植田さんによるサツマイモの勉強



サツマイモの植え付け

エ 里親による（日常的な）農業体験の促進及び週末里親等の可能性

里親は、家庭的な養育環境の中で愛着関係を形成し、養護が行われる制度です。この里親が農家等であれば、日常的に農業に接することができます。

【事例 8】の「鳥取県東部里親会の秋山さん」の場合、子どもたちに梨の袋かけ等の農作業を手伝ってもらっても短時間で飽きてしまい、梨畑で虫取り遊び等に興じてしまうそうですが、自然の中で生物を対象とした遊びは、農作業とともに子どもたちの生きる力を養うものと考えられます。

農家等の里親を増やす場合は、農家に対する発信が重要となりますが、農家の中には、里親制度に関心を寄せていても、すぐに里親となって子どもを養育できる条件等が整っている方は少ないと思います。このため、「週末里親」や「季節里親」という制度を紹介します。週末里親や季節里親は、家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育委託を行うものです。これは、「施設入所児童家庭生活体験事業」として制度化されており、里親に委託費が交付されます。

例えば香川県では、「週末ホームステイ事業」として実施しており、ファミリー（短期滞在委託家庭）として登録している家庭に委託しています。なお、県によって要件や制度が異なるため、このような制度に関心のある方は、各県の児童相談所や里親会に相談されることをお勧めします。

コラム 5

やすらぎ農園とやすらぎの泉（岡山県中央地区里親会「延藤さん」）

岡山県中央地区里親会のぶとうよしひでの延藤好英さん（以下「延藤さん」という。）は、教会の牧師をされながら、これまでに2人の実子と2人の里子を養育されています。子育てに関しては、食卓を囲んでの家族団らんを楽しむことを心掛けています。

延藤さんは、約3aの畑「やすらぎ共同農園」において、なす、とうもろこし、トマト、枝豆等を栽培しています。当初は、家族で食卓を囲むということに馴染めなかった子どもが、今では、畑で一緒に野菜の収穫を行ったり、日常的にカレーやケーキを一緒に作ったりしているそうです。そして、延藤さんは、「農（作）業は、社会的養護が必要な子どもたちに良い影響があり、農作物を育てることにより、待つことの大切さや育てる喜びを体験的に知る」と言われています。



延藤さんご夫妻

また、延藤さんは、福島原発事故による放射能の影響を心配して、岡山への移住を希望する方々に、住む場所を提供するシェアハウス「やすらぎの泉」の取組を行っています。「やすらぎの泉」にも近くに畑があり、入居者は世帯ごとに区画を決めて、思い思いに野菜や花を育てています。

オ ボランティア団体を通じた農業体験

【事例 2】の「鳥取こども学園」と「浩の会」、【事例 4】の「俵山湯の家」と「長門ライオンズクラブ」、【コラム 6】の「^{なんや}南野育成園」と「岡山西南ロータリークラブ」のように、地元のボランティア団体が、子どもたちを農業体験に招待している取組が見られます。

価値観の多様化等により国民のボランティア活動への関心は高まっており、社会貢献活動等も活発化しています。「ボランティア活動年報 2010」（全国社会福祉協議会）によると、平成 21 年（2009 年）4 月現在のボランティア団体は 170,284 団体で、昭和 55 年（1980 年）4 月の 16,162 団体から 10 倍以上に増えています。

ボランティア活動の中には、昨今のいわゆるタイガーマスク現象（ランドセルを児童養護施設に寄付するなどの善意）のように物品を贈る方法もありますが、これだけでなく、子どもたちの心に残るような「体験の機会」を提供する方法もあります。

コラム 6

子どもたちの心に残る体験を （児童養護施設「南野育成園」）

岡山県岡山市にある児童養護施設「南野育成園」は、昭和 24 年（1949 年）に村立の養護施設として開園しました。昭和 29 年（1954 年）から社会福祉法人の運営となり、現在の定員は 64 名です。

南野育成園に対し、平成 23 年（2011 年）に岡山西南ロータリークラブから、「何か提供したい」との申入れがありました。この好意に対して、^{かなはら}叶原理事長は「物品を頂くこともありがたいが、できれば子どもたちの『心』に残る体験をお願いしたい」と伝えました。

それを受けて岡山西南ロータリークラブは、^{ひるぜん}蒜山での植樹やサツマイモの植付け・芋掘りに子どもたちを招待しました。平成 24 年度（2012 年度）も、岡山市内に芋畑を用意して、子どもたちを招いています。

平成 24 年（2012 年）11 月に伺った際、叶原理事長は「食育は大切であり、他の命を頂いて自分の命をはぐくんでいることを伝える必要がある」「心を育てる体験としては農業が一番だが、この一番大切なことができない時代になっている」と指摘されました。

さらに叶原理事長は、「寒い時期に炊事をすると冷たい水に触れる。この寒さ冷たさを体験することにより、親の苦労や大変さを知り、感謝の心が芽生える。そうすると『お母さんありがとう、自分も頑張ろう』という気持ちになる。農業も然り。何事も自分がやってみて初めて分かるものであり、このような体験が心を育てる」とお考えでした。

（２）「食」の力を引き出す調理体験等の促進

様々な「食」や「調理」の体験・経験が、子どもたちの自立につながる

ア 家庭的な食事や調理体験の重要性

子どもたちが将来自立して生活していく上では、食生活も重要です。社会的養護の下で生活する子どもたちは、家庭での家族一緒にの食事や親子による調理を体験する機会が少なく、特にネグレクト³の親の下で育った子どもは、「食」に関する経験が極端に少ないと言われています。

このため、事例やコラムで紹介した児童養護施設では、子どもたちに家庭的な雰囲気での食事機会を提供したり、実際に調理させてみるといった経験を積ませるために様々な取組を行っています。また、【事例５】の自立援助ホーム「なごみハウス園」では、子どもたちが職員と一緒に交代制で毎日の食事を作っています。

【事例９】の「山口県里親会」の河内会長は、子どもが将来社会に出たときのことを考えて、里子も実子も同じように食事の指導を行ってきました。そして、「食」に関しては、「学術的な理屈よりも親と子が一緒に料理することが必要」と話されています。

また、【事例６】の自立援助ホーム「えんどうホーム」の遠藤さんは、ホームに来る子どもたちの多くがいまだに心の傷が癒やされていないと考えられており、そのため日々の食事をとても大切にされています。食事でも最も重要なことは、「美味しいご飯を、みんなでゆっくりと食べること」とであると話されています。

このような取組は、食育の一環として継続的に実施していくことが重要であり、各施設の実状に合わせて工夫して実施する必要があります。

イ 栄養士会等との連携による調理体験の促進

【コラム６】の児童養護施設「南野育成園」では、基本的に朝食は職員と児童が一緒に作ることをとしています。休日には児童が各自で食事を作っており、高校３年生に対しては栄養士が調理の指導を行っています。また、岡山県児童養護施設等協議会と岡山県栄養士会は連携して調理研修を実施しており、南野育成園からは卒園前の子どもが参加しています。

日本栄養士会の全国福祉栄養士協議会は、児童が施設等を退所した後も継続的な栄養・食生活支援が必要との考えから、平成22年（2010年）に「児童養護施設における『食生活の自立支援マニュアル』」を作成しています。この中には、社会的自立を目前にした高校生を対象とした「高校生のための『食生活自立支援に向けた食育プログラム』（2009）」があり、さらに、これに基づいた「児童養護施設の食育」というタイトルのパンフレットも作成しています。

このように、施設内における取組だけでなく、児童養護施設と栄養士会等との連携によって調理体験を促進することも有効と考えられます。

³ 児童虐待の一つで「育児放棄」ともいい、適切な養育を親が放棄すること。例えば、子どもに食事を与えないこと等。

ウ リービングケアにテーブルマナーや調理体験を導入

就職等により、児童養護施設等を退所する間近の児童を対象として行う支援を「リービングケア」といいます。リービングケアは、児童養護施設等の退所児童が自立して社会生活をしていく上で必要な知識や法律、社会常識等を学び、生活技能を体得することを目的とするものですが、このプログラムの中に、テーブルマナーや調理体験を導入することは、子どもたちの自立にとって効果的であると考えられます。

コラム 7

(社福)大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部のSST

(社福)大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部（以下「事業部」という。）では、児童養護施設等の児童が退所後に自立して社会生活をしていく上で必要な知識や法律、社会常識等を施設入所中に学び、生活技能を体得することを目的としてソーシャル・スキル・トレーニング（以下「SST」という。）を実施しています。「2012年度プログラム」（表Ⅰ－参－5を参照）は、施設退所児童が実際に経験した失敗例を基に、その未然防止策として作成しています。3年前までは「食生活講習会」も実施していましたが、現在は参加人数が100人を超えており、大勢が1度に多くの食品（おかず）の中から栄養バランスを考えて昼食内容を選ぶという実習が難しくなったため、プログラムには入っていません。

事業部の藤川部長は、「食」は人が生きる基本であり、食べる力が生きる力につながるもので、幼い時期からの食生活はとても大切だと感じています。できれば「調理」に関するプログラムもSSTの中に取り入れて、実施したいと言われています。

また、藤川部長は、「退所児童は、通常の養育環境下にあった子どもと比べて「マイナス」からの出発の子が多くいる。しかし、社会に出た場合には、この子たちが抱えている心の傷や経験の欠如を含めた様々なハンディは、世間の人には見えにくい」と指摘されます。このため、SSTにおいては最初の段階で、あいさつや態度、服装、身だしなみ等の基本的に社会人として必要な生活習慣等について、しっかりと指導されているとのこと。



事業部のフリールーム

3 ニート等に対する（職業的）自立支援の可能性

（１）総合的な子ども・若者育成支援のための施策

多様な就労メニューを提供し、ニート等の若者の職業的自立支援を推進

○ 子ども・若者育成支援推進法及び子ども・若者ビジョン

子ども・若者育成支援推進法第2条（基本理念）においては、「修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと」とされています。

また、同法第3条（国の責務）においては、「国は、前条に定める基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。

同法に基づき、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として定められた「子ども・若者ビジョン」においては、「ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する『地域若者サポートステーション』事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します」とされています。

（２）就労支援に農業を活用したプログラムの導入

職業的自立に向けて、農業体験等のプログラムを導入することが有効かつ効果的

第2章で紹介した4事例のサポステの取組を見ると、いずれも農業を活用した職業的自立支援を行っています。これによって、実際に農業関係部門に就労した実績もありますが、仮に就農には至らなくても、農作業体験を通じて社会人としての「体験値・経験値」が上がり、それが他の分野で働くきっかけになっている場合もあります。

【事例10】のサポステおかやまの林統括マネージャーは、農作業を体験することによって、3つの「たい力」（体力・耐力・対力）や「自発的に動く力」が身につくと言われています。また、【事例11】のサポステほうふの松永総括も、自分に自信がつき「行動力」とビジネスマナー等の「社会人の基礎力」がつくため、これまで社会に出られなかった若者がいきなり仕事に就くよりも、その前に農作業を体験することはとても有効だと考えられています。

サポステを利用する方の多くは、人とコミュニケーションを交わすことが苦手なようですが、農業は、接客業等とは異なり、最低限のコミュニケーションでも行える作業が多いため、就労体験の入口として有効な取組と考えられています。また農業は、自分の作業結果が一目瞭然に分かるので、自己を客観視することができます。さらに、指導する立場からも、同一の場所で個人の状況や能力をまず見立て（アセスメント）し、更に訓練へと進めることができるので、就労に向けた訓練としても優れていると言えます。

このようなことから、サポステにおける就労支援に農業体験等のプログラムを導入することは、ニート等の職業的自立に向けて有効かつ効果的な取組であると考えられ

ます。

（３）農業体験等の取組を行うためのポイント

農地と農業技術等の指導者を確保し、継続的な運営に向けた戦略等が必要

農業体験等を行うための条件（課題）としては、農地や農業技術等の指導者を確保することが挙げられ、更にこのような取組を継続的に運営するための戦略等が必要です。ここでは項目ごとに参考となる事例を紹介します。

ア 農地

農地について考えた場合、サポステは、おおむね交通の利便性が良い主要な駅の近くに立地しており、サポステに隣接した田・畑を確保することは困難と想定されます。このため、サポステから少し離れた農地を探すことになります。この際にはサポステ利用者の交通手段や用水、トイレ、休憩場所等を考慮して検討する必要があります。

サポステの事業は、年度毎の委託契約であるため、受託組織が農地を権利移動（所有権や賃貸借権等）により確保することは難しいようです。このため、【事例 10】のサポステおかやまでは市民農園を、【事例 11】のサポステほうふでは市有地を、【事例 13】のサポステこうちでは県立高校の農地を利用しています。また、【事例 12】のサポステ東予では農家の果樹農園において職場体験を行っています。

イ 農業技術

農業技術等については、サポステほうふのように行政機関や教育機関と連携して取り組むことも有効です。また、J A の営農指導関係の部署に相談する方法もあります。また近くの農家の方は、その土地・季節に応じた栽培のノウハウを持っているため、貴重な情報源と言えます。

外部の方から栽培技術の指導等を受ける際の留意点として、サポステを利用している若者の多くは、他人とのコミュニケーションが苦手なことが挙げられます。このためサポステほうふでは、農業技術＋指導力のあるスタッフを雇用しています。1人で両方を兼ね備えていなくても、例えば農家の方とサポステのスタッフが協力して取り組む方法もあります。

ウ 継続的な運営に向けて

最後に、運営の面では、どのサポステも苦勞していると聞きます。農業を体験する取組は、農地や諸資材等の経費はもちろんのこと、スタッフの人件費が大きいようです。このため、サポステほうふでは、県の委託事業の終了を見越して、農園で収穫した作物（ハーブ）の加工・販売を手掛けています。また、サポステおかやまにおいても、農産物の加工や販売にチャレンジしています。このように農園での事業が自立することを目指した取組は大変参考になる事例と言えます。

また、農家や農業法人等に職場体験として、受け入れをお願いしているサポステもあります。

コラム 8

「ホームレス」と「農」をつなぐ（コトモファーム）

神奈川県横浜市にある（株）えと菜園の小島代表取締役（以下「小島さん」という。）は、ホームレス等職を失った人たちに農作業を通じて自立するきっかけをつかんでほしいという思いから、神奈川県藤沢市で体験農園「コトモファーム」を開園し運営しています。

小島さんは、コトモファームで野菜の栽培に関する技術を学び、命を育てる喜びと農作物を収穫することで達成感を味わってほしいと考えています。また、農業は、1人で作業する場合は自分と向き合うことができ、仲間と共同で作業を行う場合は助け合いや譲り合いを学ぶことができると言われています。

ここでの農作業のプログラムは、個人毎にカスタマイズして作成しています。また、毎回作業終了後、1日の作業日記を書くことも日課としており、この日記を見ることにより、スタッフだけでなく、当事者本人が（自分自身のことを）分かることもあります。

コトモファームでの農業体験を通して就農された方が数名います。小島さんは、このような取組が全国に広がり、職のない人たちと担い手不足の農業との橋渡しができればと考えていますが、これを全て民間が行うには限界があると言われています。このため、コトモファームには、これまで現場で試行錯誤しながら蓄積したプログラムがあるので、行政が取り組む際には協力したいとの提案もありました。



コトモファームの小島さん